

令和元年度

藤枝市一般会計等財政健全化審査意見書

藤枝市公営企業会計経営健全化審査意見書

藤枝市監査委員



藤 監 第 7 1 号

令和 2 年 8 月 1 9 日

藤 枝 市 長 北 村 正 平 様

藤 枝 市 監 査 委 員 鈴 木 正 和

藤 枝 市 監 査 委 員 油 井 和 行

令和元年度藤枝市一般会計等財政健全化審査意見書及び

令和元年度藤枝市公営企業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度藤枝市一般会計等財政健全化審査及び令和元年度藤枝市公営企業会計経営健全化審査を実施したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

	ページ
令和元年度藤枝市一般会計等財政健全化審査意見 ……………	1
令和元年度藤枝市公営企業会計経営健全化審査意見 ……………	3

令和元年度 藤枝市一般会計等財政健全化審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月1日から令和2年8月12日まで

第3 審査の方法

審査に付されたされた実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠し適正に作成されているかどうか主眼をおき藤枝市監査基準に基づき審査を実施した。また、関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
元年度比率	—	—	8.5	2.4
早期健全化基準	11.88	16.88	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
30年度比率	—	—	9.3	—
29年度比率	—	—	9.8	2.6

※ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担が生じていない場合は、「—」と記載した。

第5 意見

令和元年度における実質赤字額、連結実質赤字額は生じていない。

また、実質公債費比率は8.5%、将来負担比率は2.4%であり、実質公債費比率は前年度比率より0.8ポイント改善しているものの、将来負担比率は前年度の比率なし

ら 2.4%となった。早期健全化基準を下回っているが、引き続き財政の健全化に努めていただきたい。

【参考】 各比率の算定方法

(1) 実質赤字比率

普通会計の赤字が標準財政規模に占める割合を示す指数として用いられる。

〔算定式〕

$$\text{実質赤字比率} = (\text{一般会計等の実質赤字額 (普通会計)} / \text{標準財政規模}) \times 100$$

(2) 連結実質赤字比率

実質赤字比率を地方公共団体全ての会計（特別会計・企業会計を含む。）で算出した場合における割合を示す指数として用いられる。

〔算定式〕

$$\text{連結実質赤字比率} = \{ \text{連結実質赤字額 (一般会計・特別会計・公営企業会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計)} / \text{標準財政規模} \} \times 100$$

(3) 実質公債費比率

公債費の財政負担の程度（公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額）を示す指数として用いられる。

〔算定式〕

$$\text{実質公債費比率} = \left[\frac{ \{ (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に充てられる特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} }{ \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} } \right] \times 100$$

【3か年平均】

(4) 将来負担比率

普通会計・特別会計・第三セクター等を含めた債務負担額及び赤字額の合計が標準財政規模に占める割合を示す指数として用いられる。

〔算定式〕

$$\text{将来負担比率} = \left[\frac{ \{ \text{将来負担額 (一般会計等の地方債現在高} + \text{債務負担行為の支出予定額} + \text{一般会計等以外の会計の地方債元金償還のための一般会計からの繰入見込額} + \text{地方公共団体の組合等の地方債元金償還のための一般会計の負担又は補助見込額} + \text{退職手当負担見込額} + \text{一般会計による設立法人の債務負担見込額} + \text{連結実質赤字額} + \text{地方公共団体の組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計の負担見込額}) - (\text{充当可能基金現在高} + \text{充当可能特定歳入見込額 (都市計画税含む)} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}) \} }{ \{ (\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等 (元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} } \right] \times 100$$

※「標準財政規模」は標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額とする。

令和元年度 28,390,382 千円

令和元年度 藤枝市公営企業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

- 令和元年度藤枝市病院事業会計決算
- 令和元年度藤枝市水道事業会計決算
- 令和元年度藤枝市簡易水道事業特別会計決算
- 令和元年度藤枝市公共下水道事業特別会計決算
- 令和元年度藤枝市農業集落排水事業特別会計決算
- 令和元年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計決算

以上の各会計決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年6月1日から令和2年8月12日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠し適正に作成されているかどうか主眼をおき藤枝市監査基準に基づき審査を実施した。また、関係職員から説明を聴取した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

区 分	病院事業会計	水道事業会計	簡易水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
元年度資金不足比率	—	—	—	—
30年度資金不足比率	—	—	—	—
29年度資金不足比率	—	—	—	—

区 分	農業集落排水事業特別会計	内陸フロンティア事業特別会計	経営健全化基準
元年度資金不足比率	—	—	20.0
30年度資金不足比率	—	—	
29年度資金不足比率	—	—	

※ 資金不足額が生じていない場合は、「—」と記載した。

第5 意見

令和元年度における資金不足額は、すべての会計において生じていない。

しかし、病院事業会計においては、固定負債として一般会計からの長期借入金があり、資金不足比率が算定されなかったとはいえ、経営が健全化したということにはならないと考える。経営改善に一層の努力を要望する。

【参考】 資金不足比率の算定方法

公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度の割合になるかを示す指数として用いられる。

〔算定式〕

$$\text{資金不足比率} = (\text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}) \times 100$$

(1) 資金の不足額

- ・ 資金の不足額（法適用企業） = (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
- ・ 資金の不足額（法非適用企業） = (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定額。(①＋②の合計額)

① 次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還償却差額算定方式
- ・ 減価償却前利益による耐用年数以内償還可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式）

② 資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち経常利益のある企業が起こしたものの、同意又は許可を得て発行したものの現在高

(2) 事業の規模

- ・ 事業の規模（法適用企業） = 営業収益の額－受託工事収益の額
- ・ 事業の規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額
－ 受託工事収益に相当する収入の額